ダイワファンドラップオンライン投資一任契約書　　新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
（変更等通知） 第 15 条 お客様は、弊社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、弊社所定の手続き及び書面により届出なければならないものとします。 2　前項の届出の際、お客様は、前項の書面のほか、弊社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。 3　弊社は、第 1 項に定める届出がなされる前に、お客様に届出事項の変更に起因する損害が発生した場合には、弊社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。	（変更等通知） 第 15 条 お客様は、弊社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、弊社所定の手続きにより届出なければならないものとします。 2　前項の届出の際、お客様は、弊社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。 （現行どおり）
（契約の変更） 第 20 条 弊社は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他これらに準ずる事由により本契約の内容を従前のまま維持することが困難又は不適切である場合、又は弊社がサービスの適正な運用や改善を目的とする場合であって、かつ弊社が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、法令上許容される限り、特段の行為がなくとも、本契約について弊社が適切と認める内容の変更契約が成立するものとします。弊社はかかる変更契約の成立後遅滞なくお客様に対して当該変更内容を通知するものとします。 （1）お客様の従来の権利を制限し、お客様の義務を加重し又はお客様に新たな義務を課すものではない場合。 （2）当該変更の内容が極めて軽微で重要性を有しない場合。 2　前項の場合を除き、弊社はお客様に対して本契約の変更内容を通知し、かかる通知に記載した期日までにお客様より異議や修正等の申出がない場合には、法令上許容される限り、お客様がその変更に同意したものとみなします。	（契約の変更） 第 20 条 本契約は、法令の変更、金融商品取引業協会、金融商品取引所の諸規則及び事務ガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により弊社が必要と認めた場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、弊社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。 削除

以上